

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

1. 監査テーマ

農政水産部における財務事務の執行について

2. 監査対象期間

令和3年度（ただし、必要に応じて過年度および令和4年度の一部も対象）

3. 監査結果の概要

監査対象部署	指摘事項	意見	項目計
農政課	-	6件	6件
みらいの農業振興課	1件	23件	24件
畜産課	-	6件	6件
水産課	4件	4件	8件
耕地課・農村振興課	1件	5件	6件
合計	6件	44件	50件

項目	監査結果（指摘事項）およびそれに対するその後の措置状況
みらいの農業振興課	①普及指導係の指導内容（指摘事項）【東近江農業農村振興事務所】 ・普及指導係の「農業所得の増大」に寄与する技術的指導と「農業所得の増大」との結びつきが不明確であった。 ⇒対象農家の所得状況を把握または推定し、経営状況に応じた導入技術の経営評価を行い、「農業所得の増大」との結び付きを明確にして技術的指導をされたい。 普及活動計画の作成方法等を規定する「普及計画の樹立並びに普及活動の実施及び評価要領」を令和5年11月20日付けで改正し、普及活動のうち「農業所得の増大」に寄与する技術的指導については、計画様式の中に「導入技術の経営評価」を必ず記載することとした。

項目	監査結果（指摘事項）およびそれに対するその後の措置状況
水産課	①総費用総便益比における適切な効果の設定（指摘事項） ・水産基盤整備事業において、B／C（総費用総便益比）の算定を行っているが、Benefit部分を事業目的である「漁獲可能資源の維持・培養効果」だけで算定した場合、1を下回る。 ⇒B／C全体に占める「漁獲可能資源への維持・培養効果」の向上を目指した進行管理をするとともに、必要に応じて事業継続の可否を検討されたい。 本事業は水産資源の回復を目的としているが、水産加工業等の活性化や貝類やヨシによる水質浄化等の効果があることから、これらの効果を含め、国の承認を得て事業を実施している。これまでの造成により、シジミやホンモロコ等の水産資源は増加しているが、湖底環境の悪化や外来水生植物の侵入等により、事業効果が十分に発揮されていない面があった。 そのため、砂地造成についてはいったん中断し、湖底環境維持のための耕耘の実施時期や頻度について検討するとともに、ヨシ帯についても新規造成は行わない方針とし、外来水生植物の駆除やその繁茂抑制技術の検討を行い、「漁獲可能資源への維持・培養効果」の向上を目指して進行管理している。これらの取組状況を踏まえ、今後の事業継続の可否を判断してまいりたい。 ②砂地造成工事の効果（指摘事項） ・セタシジミ漁の再開を目的として平成19年度より累計して2,273,932千円の費用をかけて砂地造成工事を行っているが、シジミ漁を未だに再開できていない。 ⇒支出の適切性・効果性について、再度計画を立てて検討し、もし計画を達成できないのであれば、事業中止の上、効果が見込める別施策に予算を配分されたい。 砂地造成区域におけるシジミは、平成28年から令和元年には稚貝密度が周辺より5～10倍程度高く、一定の事業効果を認めている。しかし、周辺水域で大量繁茂した水草が流入し湖底環境が悪化したことで、シジミの減少を招き、漁獲サイズのシジミが十分に増えていないことから、漁場利用の再開には至っていない。 ついては、水草の大量繁茂等による湖底環境の悪化に対応するため、造成した湖底の環境をより良好に保つため、湖底耕耘の実施時期や頻度について検討しており、令和6年度はその結果の分析を踏まえ、耕耘の頻度を高めて維持管理するとともに、その効果を確認する計画としている。

項目	監査結果（指摘事項）およびそれに対するその後の措置状況
	③ヨシ帯造成工事の効果測定の実施時期（指摘事項） ・効果測定としてフナやモロコの産卵具合を定期的・計画的に調査していない。 ⇒毎期の計画的なローテーションを組むなどして効果測定されたい。 ヨシ帯の効果調査は、コイ科魚類の産卵期である早春から初夏にかけて、週1回の頻度で産卵状況を調査するものである。12箇所及び対象箇所を毎年、調査することは困難であることから、これまで経年変化を把握するために毎年継続して調査してきた地区については引き続き定点調査を行うこととし、その他の11地区については、特定の地区に偏らないよう計画的に5年に1回のローテーションを組んで効果測定を行うこととした。 ④結果報告の検証（指摘事項） ・重要魚苗放流事業の実績報告の実績数値に関して、資料間の数字の整合性等は確認しているものの、根拠資料との突合を行っていなかった。また、事業計画と実績報告が乖離している理由を分析していなかった。 ⇒金額の大きな実績に関しては根拠資料との突合による確認作業を行うとともに、事業計画と実績報告が乖離している理由を分析する必要がある。 令和4年度および5年度の実績報告書に記載された実績数値のうち、ウナギ種苗費やビワマス卵費等の主要な経費を中心に領収書等の証拠書類と突合する等、丁寧に確認を行った。 また、事業計画と実績報告の乖離については、これまでから、適宜、必要性を確認しながら事業を実施しているが、令和4年度および5年度の実績報告書の提出時点においては、ビワマス種苗生産での餌料費やポンプ等電気代の乖離が発生した理由について要因等を分析し、その結果を活かしながら事業執行している。
耕地課・農村振興課	①建設コンサルタント業務の入札結果（指摘事項） ・落札率が95%を超える実質的な1者入札案件が30件あったが、一般競争入札手続を規則どおり実施した結果であるとして、特段の分析や調査を行っていない。 ⇒1者応札となった要因の分析を行い、改善方策について検討し、実質的に競争性が確保できるよう努められたい。 参考見積依頼をして積算した建設コンサルタント業務のうち、1者入札となった案件については、参考見積を提出いただきながら応札されなかった業者に対して、応札されなかった理由の調査を令和5年度から開始した。 今後、調査結果も踏まえ、より競争性が確保できるよう検討していく。

令和4年度 滋賀県包括外部監査報告書 指摘・意見一覧表

頁 No.	通し No.	節内 No.	対象所属等		項目		結果	
			所属等①	所属等②	大項目	小項目	指摘	意見
44	1	(1) 1)	農政課		滋賀県農業・水産業基本計画	農業の主要指標に対する数値目標の設定(意見)		◎
45	2	(1) 2)	農政課		滋賀県農業・水産業基本計画	主要指標に対する数値目標と成果指標との関係(意見)		◎
47	3	(1) 3)	農政課		滋賀県農業・水産業基本計画	所得の実績把握(意見)		◎
49	4	(1) 4)	農政課		滋賀県農業・水産業基本計画	成果指標の整合性(意見)		◎
56	5	(2) 1)	農政課		農業共済団体活動推進事業	補助金の交付先(意見)		◎
57	6	(2) 2)	農政課		農業共済団体活動推進事業	補助金の必要性(意見)		◎
63	7	(1) 1)	ア) 미래の 農業振興課		全般的事項(成果指標)	成果指標が未設定(意見)		◎
63	8	(1) 1)	イ) 未来の 農業振興課		全般的事項(成果指標)	適切な成果指標の設定(意見)		◎
64	9	(1) 1)	ウ) 未来の 農業振興課		全般的事項(成果指標)	事務所ごとの成果指標の設定(意見)		◎
67	10	(2) 2)	ア) 未来の 農業振興課		世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業 (海外展開支援事業補助金)	補助対象経費の外部への発注ルールの明確化(意見)		◎
69	11	(2) 3)	ア) 未来の 農業振興課		世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業 (台湾PR委託事業)	実績報告の参考情報の取扱い(意見)		◎
70	12	(2) 3)	イ) 未来の 農業振興課		世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業 (台湾PR委託事業)	委託費の検査・精算(意見)		◎
71	13	(2) 3)	ウ) 未来の 農業振興課		世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業 (台湾PR委託事業)	予定価格の分析(意見)		◎
74	14	(2) 4)	ア) 未来の 農業振興課		世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業 (近江の茶ミシガン州等でのPR事業)	事業の必要性の検討(意見)		◎
74	15	(2) 4)	イ) 未来の 農業振興課		世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業 (近江の茶ミシガン州等でのPR事業)	消費税の積算(意見)		◎
75	16	(2) 4)	ウ) 未来の 農業振興課		世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業 (近江の茶ミシガン州等でのPR事業)	委託費の検査・精算(意見)		◎
77	17	(3) 2)	ア) 未来の 農業振興課		食べて健康「滋賀の野菜」消費拡大事業 (食べて健康「滋賀の野菜」消費拡大事業業務委託)	「滋賀の野菜」メニューコンテストの必要性(意見)		◎
79	18	(3) 2)	イ) 未来の 農業振興課		食べて健康「滋賀の野菜」消費拡大事業 (食べて健康「滋賀の野菜」消費拡大事業業務委託)	委託費の検査・精算(意見)		◎
81	19	(4) 2)	ア) 未来の 農業振興課		環境こだわり農産物流通拡大事業 (環境こだわり農産物流通拡大事業補助金)	環境こだわり米の認知度向上に向けた施策(意見)		◎
84	20	(5) 2)	ア) 未来の 農業振興課		近江米安全安心流通対策事業 (近江米ブランド確立強化事業補助金)	補助金の一本化の検討(意見)		◎
87	21	(6) 2)	ア) 未来の 農業振興課		6次産業化ネットワーク活動推進事業 (6次産業化委託事業(プランナー、新ビジネス))	委託費の検査・精算(意見)		◎
90	22	(7) 2)	ア) 未来の 農業振興課		農村女性がつなぎ・かがやく滋賀の「食と農」魅力発信事業 (農村女性がつなぎ・かがやく滋賀の「食と農」魅力発信事業)	事業の必要性の検討(意見)		◎
92	23	(8) 2)	ア) 未来の 農業振興課		つなげる！応援店「滋賀の食材」県外プロモーション事業 (首都圏販路開拓活動支援事業補助金)	サンプル品の取り扱い(意見)		◎
92	24	(8) 2)	イ) 未来の 農業振興課		つなげる！応援店「滋賀の食材」県外プロモーション事業 (首都圏販路開拓活動支援事業補助金)	オンラインのシステムのための費用(意見)		◎
93	25	(8) 2)	ウ) 未来の 農業振興課		つなげる！応援店「滋賀の食材」県外プロモーション事業 (首都圏販路開拓活動支援事業補助金)	補助対象経費の網羅的な記載(意見)		◎
93	26	(8) 2)	エ) 未来の 農業振興課		つなげる！応援店「滋賀の食材」県外プロモーション事業 (首都圏販路開拓活動支援事業補助金)	割高な交通費(意見)		◎
95	27	(9) 2)	ア) 未来の 農業振興課		経営所得安定対策等推進事業 (滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金)	補助金の効率化(意見)		◎
98	28	(10) 2)	ア) 未来の 農業振興課		環境こだわり農業支援事業 (こだわり滋賀ネットワーク負担金)	繰越金の取扱い(意見)		◎
99	29	(11) 2)	未来の 農業振興課		新規就農者確保事業費	農地の確保(意見)		◎
101	30	(12) 1)	未来の 農業振興課	東近江農業農村 振興事務所	普及指導に係る事業	普及指導係の指導内容(指摘事項)	◎	
120	31	(1) 5)	ア) 畜産課		食肉流通機構整備推進事業 (滋賀食肉センターの進捗状況)	今後の検証手続に向けた資料等の保存(意見)		◎
121	32	(1) 5)	イ) 畜産課		食肉流通機構整備推進事業 (滋賀食肉センターの進捗状況)	滋賀食肉センター施設の中長期的な検討(意見)		◎
123	33	(1) 5)	ウ) 畜産課		食肉流通機構整備推進事業 (滋賀食肉センターの進捗状況)	滋賀食肉センターにおける利害関係者との関係性(意見)		◎
124	34	(1) 5)	エ) 畜産課		食肉流通機構整備推進事業 (滋賀食肉センターの進捗状況)	収入増加(と畜頭数増加)施策の実施(意見)		◎
125	35	(1) 5)	オ) 畜産課		食肉流通機構整備推進事業 (滋賀食肉センターの進捗状況)	副生物処理機能における収支の把握と方向性(意見)		◎
126	36	(1) 5)	カ) 畜産課		食肉流通機構整備推進事業 (滋賀食肉センターの進捗状況)	滋賀食肉センターの今後のあり方検討における 県の財政負担の明確化について(意見)		◎
130	37	(1) 1)	水産課		水産基盤整備事業	総費用総便益比における適切な効果の設定(指摘事項)	◎	
132	38	(1) 2)	水産課		水産基盤整備事業	砂地造成工事の効果(指摘事項)	◎	
136	39	(1) 3)	ア) 水産課		水産基盤整備事業(ヨシ帯造成工事)	流通量拡大施策の検討(意見)		◎
136	40	(1) 3)	イ) 水産課		水産基盤整備事業(ヨシ帯造成工事)	工事の継続可否の判断(意見)		◎
137	41	(1) 3)	ウ) 水産課		水産基盤整備事業(ヨシ帯造成工事)	効果測定の実施時期(指摘事項)	◎	
138	42	(1) 4)	水産課		水産基盤整備事業	効果測定と事業継続の判断(意見)		◎
139	43	(2) 1)	水産課		重要魚苗放流事業費補助金	終期の設定の検討(意見)		◎
140	44	(2) 2)	水産課		重要魚苗放流事業費補助金	結果報告の検証(指摘事項)	◎	
142	45	(1) 1)	耕地課 ・農村振興課		契約事務	建設コンサルタント業務の入札結果(指摘事項)	◎	
146	46	(1) 2)	耕地課 ・農村振興課		契約事務	建設コンサルタント業務の入札における見積書の徴収(意見)		◎
149	47	(2) 1)	耕地課 ・農村振興課		県営かんがい排水事業草津用水2期地区	総事業費の増加(意見)		◎
150	48	(2) 2)	耕地課 ・農村振興課		県営かんがい排水事業草津用水2期地区	総便益の見積方法(意見)		◎
154	49	(2) 3)	耕地課 ・農村振興課		県営かんがい排水事業草津用水2期地区	事業実施手法の多面的検討(意見)		◎
157	50	(3) 1)	耕地課 ・農村振興課		総費用総便益比	事業に関するPDCAサイクル(意見)		◎

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 農政課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (農政課)	(1) 滋賀県農業・水産業基本計画 〔農業の主要指標に対する数値目標の設定〕 (意見) 県の農業の主要指標は、農業に取り組む人の問題として「農家数・農業従事者数」、農業生産の基礎となる「耕地面積」、そして県の農業活動状況の総括となる「農業産出高」があるが、基本計画で目指す令和12年に具体的な目標値が記載されていない。 県民が令和12年の滋賀県の農業をイメージするには必須の項目である。農業の主要指標につき数値目標を決定し県民に開示することを検討されたい。	滋賀県農業・水産業基本計画(以下「基本計画」という。)の成果指標は、県施策の成果を容易かつ的確に判断できることを基本に、具体的な目標値として設定しているところであり、「農家数・農業従事者数」、「耕地面積」、「農業産出高」については、県施策以外の外部要因の影響を大きく受けることから、目標値として設定していない。 一方で、意見のとおり、これらの指標は県民が滋賀県の農業をイメージしやすいものであり、次期基本計画を策定するに当たっては、「滋賀県基本構想実施計画」において、目指す姿の実現に向け、県の状況を把握するものとして定めているモニタリング指標の考え方も参考に、指標とすべきかどうか検討する。
	(2) 滋賀県農業・水産業基本計画 〔主要指標に対する数値目標と成果指標との関係〕 (意見) 農業産出高に関連がある成果指標のうち、園芸品目以外については農業産出高の目標値が設定されていない。農業算出高の目標設定を行う基礎として品目別の農業産出高の数値目標を設定されたい。その上で、数値目標を達成する手段として、成果指標を設定されたい。	野菜・果物などの園芸品目は生鮮品であり長距離の輸送に向かず、主に近隣で消費される傾向があるため、県の施策が産出高にどのような効果を与えているかが比較的検証可能であることから、農業産出高の目標値を設定している。 一方、米をはじめとする穀物類は貯蔵が可能でありかつ広域に流通するため、県施策だけでなく外部要因の影響を受けやすいことから農業産出高の目標値を設定していない。 しかしながら、滋賀県の農業生産高の大部分を占める農作物である米については、「全国の主食用米需要量に占める近江米のシェア」や、「食味ランキングでの特A取得品種数」など、農業産出高の増大に結び付く項目を成果指標項目とし、目標値を設定しているところ。 次期基本計画を策定するに当たっては、「滋賀県基本構想実施計画」において、目指す姿の実現に向け、県の状況を把握するものとして定めているモニタリング指標の考え方も参考に、品目別の農業産出高を指標とすべきかどうか検討する。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 農政課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (農政課)	(3) 滋賀県農業・水産業基本計画 〔所得の実績把握〕 (意見) 基本計画では収入に関連する内容が記載されているが、実施している施策が十分な収入を確保できる方向性に向かっているかを確認するためにも、每期、所得状況を把握することが望ましいと考えられる。 農業においても、まずは、出荷量等の他の情報をもとに収入額の推定から着手し、その後、経費率等も勘案することにより、漁業・農業ともに所得状況を把握する手法を検討し、所得状況の把握に努められたい。	現状では、個々の経営者の所得を毎年把握する方法が無いため、基本計画では所得と一定相関があると考えられる経営規模（27ha以上）の経営体数を目標として定めているところ。 5年に1回実施される農林業センサスにおける都道府県別の農産物販売金額規模別経営体数の確認等による状況の把握と施策の効果の検証に努める。
	(4) 滋賀県農業・水産業基本計画 〔成果指標の整合性〕 (意見) 県より公表される各計画間で数値が異なっている場合、一般には不一致の理由が容易には理解できない。特に、同一の成果指標項目にもかかわらず、目標値が異なる場合にはその理由を定量的もしくは定性的にでも明確に説明を記載することで、基本計画と各分野別計画との関係性を明示することが望まれる。	今後、基本計画と分野別計画において、同一の成果指標項目に関わらず、目標値が異なる場合には、分野別計画に基本計画の目標年度の目標値を明記するなど、それぞれの関連性が分かるような表記に努める。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 農政課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (農政課)	(5) 農業共済団体活動推進事業 〔補助金の交付先〕(意見) 当該事業の補助金交付先は、農業共済組合であるが、実施主体は、一般社団法人滋賀県植物防疫協会（以下、「防疫協会」という。）であり、当該補助金は防疫協会の事務長に対する人件費に充当されている。 事業を実施している主体に対して交付すべきであり、現状では、農業共済組合ではなく防疫協会へ交付することが望まれる。	農業共済組合(以下「共済組合」という。)が、要綱に記載された損害防止講習会や農薬等の情報提供等の事業を、人件費を負担した上で防疫協会に職員を出向させるという手法により実施しているものであることから、事業実施主体は共済組合であり、補助金の交付先は適正であると考えている。
	(6) 農業共済団体活動推進事業 〔補助金の必要性〕(意見) 近年、オーガニック野菜の栽培が進んでいることもあり、防疫協会が実施している事業が県全体の視点からは必ずしも公益性が高いとは言えない状況になっている。 当該事業の補助金は、過去から県負担金額に変更がなく、一定金額を支出している。現時点で防疫協会が実施している事業に公益性が高いと言えない場合には、過去の水準のまま県が負担する必要がないとも言える。 補助金は、公益上必要なものに対して交付できるが、社会情勢や取り巻く状況の変化に伴い、その目的や内容について変更がある場合には随時見直しを行うべきである。現状の事業内容を踏まえ、補助金の必要性、必要であるとしても補助金額の妥当性につき検討されたい。	制度開始以来、県内ほとんどの農業者が本損害防止事業の受益者であったことから補助金を交付してきたところ。制度開始以来、長期間が経過し、意見の内容について県としても十分認識しており、事業について見直しを行った結果、令和5年度から当該補助金は廃止した。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 みらいの農業振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (みらいの農業振興課)	(7) 全般的事項（成果指標）〔成果指標が未設定〕（意見） 世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業等の3事業等において、目標とすべき成果指標を設定していなかった。 事業等を評価するうえで、事業等の目的を達成しているかを測定するための一定の指標を設けることは極めて有効であるため、適切な成果指標を設定したうえで事業等の評価に役立てることが重要である。 今後、事業等を適切に評価することのできる目標値を成果指標として設定することが望まれる。	成果指標については、事業の目的や達成状況を勘案して、また滋賀県農業・水産業基本計画に掲げる指標との整合を図りつつ、各事業を適切に評価できる指標の設定を検討していく。
	(8) 全般的事項（成果指標）〔適切な成果指標の設定〕（意見） 環境こだわり農産物流通拡大事業等の8事業等において、事業等の目的に合致していない成果指標が設定されていた。事業目的は販売量、消費量の拡大などが掲げられているが、現状では事業目的である販売量、消費量などは成果指標とされていないケースが多い。 今後、事業等の目的の達成度合いを適切に評価することのできる目標値を成果指標として設定し、事業の有効性の評価を行うことが望まれる。	

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 みらいの農業振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (みらいの農業振興課)	(9) 全般的事項（成果指標） [事務所ごとの成果 指標の設定]（意見） 県内を6カ所に分けてそれぞれの地域を所管する形で農業農村振興事務所が設置されているが、農業農村振興事務所別に事業等の目標とする成果指標を細分化できていない。 今後、事業等を遂行する際に目的を意識したうえで、成果指標として事務所ごとに相応しい目標を定めることが望まれる。	県全体の成果指標を定めている事業のうち、農業農村振興事務所ごとに指標を設定することが合理的であると判断されるものについては、滋賀県農業・水産業基本計画に掲げる指標との整合を図りつつ、地域の農業構造や農作物生産の実情を踏まえながら適切な指標を検討していく。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 みらいの農業振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (みらいの農業振興課)	(10) 世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業（海外展開支援事業補助金） 〔補助対象経費の外部への発注ルールの明確化〕（意見） 過大な補助対象経費の使用を防止するための対策を講じていなかった。実施主体が利害関係者へ補助限度額となるように外部へ発注しても適正な補助対象経費として取り扱うことになることから、本来必要ではない経費に対してまで補助金を交付する可能性があり、これを防止することは重要。 事業実施主体支出金額の適正性が明確になるよう交付要綱等に明記することが望まれる。	本補助金は令和4年度をもって終了したが、今後同様の補助金事業を実施する場合は、積算内容を確認できるよう対応を検討する。
	(11) 世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業（台湾PR委託事業）〔実績報告の参考情報の取扱い〕（意見） 実績報告に補助事業とは直接関係のない情報が含まれていたが、他の県職員が実績報告の資料を閲覧した際に、当該補助事業とは関係のない情報と認識することは難しいと考えられる。今後、実績報告として提出を受ける資料には、補助事業に関する情報だけを記載させ、参考情報は別に資料を提出させることにより、誤解を招く表現を改めることが望まれる。	実績報告書の様式に指定は無く、事業者が自らの判断で多くの情報を掲載されたことに問題は無いと考えているが、結果として分かりづらい面もあったことから、より分かりやすい記載方法を指導しているところ。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 みらいの農業振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (みらいの農業振興課)	(12) 世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業（台湾PR委託事業） 〔委託費の検査・精算〕（意見） (16) 世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業（近江の茶ミシガン州等でのPR事業）〔委託費の検査・精算〕（意見） 新型コロナウイルス感染症等の影響により、海外に渡航できない場合に増減する費用の予定額を事前に積算しておらず、委託先との間で精算方法も具体的に決めていなかった。また、変更後の委託料の内訳を把握できる資料を入手していなかった。 当初の事業内容が変更される場合には、委託費用の増減の予定額を事前に積算するとともに、精算方法を明確にすることが望まれる。検査の際には変更後の委託費用の内訳を明確にし、決裁権者が増減内容を容易に把握できるようにすべきである。	代替案を実施する場合には、事前に予定額の増減を積算し、委託費用を明確にすることとする。 また、決裁権者が代替案の実施による変更内容を容易に把握できるよう、添付資料を作成するなど、検査調書の改善を行う。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 みらいの農業振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (みらいの農業振興課)	(13) 世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業（台湾PR委託事業） 〔予定価格の分析〕（意見） 公募型プロポーザル方式により当該事業の委託先を選定し、予定価格の範囲内での契約となっているが、積算内容が県と委託先で大きく異なっていた。フェアの開催日数など、積算根拠となる前提が異なっていた。 委託先が想定する開催日数が2倍であれば、経費は単純に計算すると2倍になっておかしくないと考えられるが、委託先からは予定価格の範囲内で見積もられている。これは予定価格を積算する前提が誤っている可能性を示唆しており、特に単価の設定等が実態に即していないこと等が想定される。 県の予定価格と委託先の見積金額の内容が相違している場合は、事後的であっても相違した原因を分析することによって、次の予定価格の積算に活かすことが重要である。 今後、県が積算した予定価格と委託先の見積金額の内容が相違している場合は、相違した原因を分析することが望まれる。	県の予定価格と実際の見積金額が相違することはやむを得ない部分もあるものの、今後、大きく相違した場合は、相違した原因の分析を行う。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 みらいの農業振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (みらいの農業振興課)	(14) 世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業（近江の茶ミシガン州等でのPR事業）〔事業の必要性の検討〕（意見） 当該事業は、近江の茶等の「滋賀の食材」について、ミシガン州を中心とした周辺地域および諸外国での販売促進・販路拡大につながるよう、円滑で効果的なプロモーション活動および商談機会の創出を行うことが目的であるが、令和3年度においては、茶に関する取組のみが実施された。県産農畜水産物全体の海外における販路拡大を図る方針であれば、「近江の茶」以外の品目についても、当該事業における取り扱いについて検討することが望まれる。	事前のニーズ調査で県産農畜水産物の中でニーズの高かった「近江の茶」について取組を進めてきた。「近江の茶」以外の品目についても、国際課所属の経済交流駐在員を通して、海外展開の可能性を探っており、米および酒についても、取組を進めているところ。
	(15) 世界に広げる「滋賀の食材」海外プロモーション事業（近江の茶ミシガン州等でのPR事業）〔消費税の積算〕（意見） 県は消費税10%を含めて予定価格を積算していたが、委託先は国外事業者であり、消費税は不課税であることから予定価格の積算に含めるべきではない。 国内事業者を前提としていたため消費税を含めて予定価格を積算していたが、委託先を国外事業者の1者と特定したうえで随意契約を締結しており、国内事業者を選定することが無くなった時点で予定価格から消費税相当額については控除することが望ましいが、予定価格を変更していなかった。 今後、国外事業者の場合には予定価格の積算に消費税相当額を含めずに算定すべきである。	令和4年度から、対象となる事業者が海外事業者のみに絞られることが分かった段階で、消費税を含めずに予定価格を検討、設定するよう改めた。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 みらいの農業振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (みらいの農業振興課)	(17) 食べて健康「滋賀の野菜」消費拡大事業（食べて健康「滋賀の野菜」消費拡大事業業務委託）「滋賀の野菜メニューコンテストの必要性」（意見） 一定の県産野菜の消費量の拡大に寄与する点については理解できるものの、当該メニューコンテストにかかった直接経費2,122千円を超える効果があるかは不明となっている。 事業の必要性を検討することが望まれる。	野菜摂取量を増加させるためには、県民の野菜摂取に対する意識・行動変容を直接促す取組が必要と考え、令和5年度はメニューコンテストを廃止し、ベジチェック®による野菜摂取量測定会と管理栄養士による食事指導を県内の量販店や農産物直売所で実施した。 また、栄養価が高いとされる旬の野菜の消費拡大を図るためには、家庭での野菜摂取の増加が重要であることから、手軽に調理できるレシピの開発を行い、クックパッド「滋賀県の公式キッチン」で発信を行った。
	(18) 食べて健康「滋賀の野菜」消費拡大事業（食べて健康「滋賀の野菜」消費拡大事業業務委託）「委託費の検査・積算」（意見） 契約書において契約内容を変更する場合、県と委託先の協議のうえ、書面による手続きが必要であるが、委託先から示された変更前後の積算額の内訳資料をもとに協議はされていたものの、書面による変更手続きがなされていなかった。 新型コロナウイルス感染症等の影響によりイベントを中止する場合や代替案を実施する場合には、委託費用の増減の予定額を事前に積算するとともに、委託先との間で精算する方法を明確にすることが望まれる。委託業務を検査する際には変更後の委託費用の内訳を明確にして、検査調書に明細が記載された請求書など金額の変更内容がわかる資料を添付し、決裁権者が増減内容を容易に把握できるようにすることが望まれる。	令和5年度から、契約内容の変更を含め、委託事務にかかる手続等については、複数の職員で確認を行うこととし、併せて、委託業務を検査する際には、決裁権者が内容を容易に把握できるよう、検査調書に加え、必要に応じて添付資料を作成するよう、事務手続きの見直しを行った。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 みらいの農業振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (みらいの農業振興課)	(19) 環境こだわり農産物流通拡大事業（環境こだわり農産物流通拡大事業補助金） 〔環境こだわり米の認知度向上に向けた施策〕（意見） 県は環境こだわり米の認知度を向上させるため、当該補助金を交付しているが、補助対象事業の内容では環境こだわり米とはどういったものかを理解しづらい。今後、「環境こだわり米」について、環境にこだわった製法である点を広く知ってもらえるように、広告方法を再度検討したうえで近江米の消費拡大につながることを望まれる。	本補助金は令和3年度をもって終了したが、今後同様の事業を実施する場合は、環境こだわり米の理解を促進する手法について検討する。
	(20) 近江米安全安心流通対策事業（近江米ブランド確立強化事業補助金） 〔補助金の一本化の検討〕（意見） 当該補助金の補助対象経費は、近江米のPRのために必要な経費が含まれている。一方で「環境こだわり農産物流通拡大事業補助金」も、近江米のブランド力を高めるためのPRに必要な経費が補助対象経費となっている。 いずれの補助事業も事業実施主体が同じ団体であり、補助対象経費の範囲も似た内容になっていることから、2つの補助金を1つに統一することにより事務手続の簡略化を図るなど、効率化の検討が望まれる。	本補助金との統一を図るよう意見のあった補助金（上記19）は終了したが、意見を踏まえ、令和5年度から「近江米の生産振興」、「流通促進」、「ブランド強化」の取組を一体的に進めることとし、これらの取組にかかる補助金を一本化した。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 みらいの農業振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (みらいの農業振興課)	(21) 6次産業化ネットワーク活動推進事業（6次産業化委託事業（プランナー、ビジネス）） 〔委託費の検査・積算〕（意見） 新型コロナウイルス感染症の影響により、プランナー派遣回数が減少しているものの、延期に伴う調整が増加したことや、web 併用による会議、打ち合わせの増加により業務に携わる人員が増加したことなど、人件費の増額等が発生したことについて勘定元帳等により確認しているが、確認作業は事後的に行われていた。今後、事業内容の変更の提案を受ける場合において、事前に変更後の委託費用の内訳を把握するとともに、検査調書に金額の変更内容を記載し、決裁権者が増減内容を容易に把握できるようにすべきである。	令和4年度から、事業内容に変更が生じる場合は、事前にその内容について協議を行うとともに、委託費用について確認するよう事務の見直しを行った。併せて、委託業務を検査する際には、決裁権者が内容を容易に把握できるよう、検査調書に加え、必要に応じて添付資料を作成するなど事務手続きを改善した。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 みらいの農業振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (みらいの農業振興課)	(22) 農村女性がつなぎ・かがやく滋賀の「食と農」魅力発信事業（農村女性がつなぎ・かがやく滋賀の「食と農」魅力発信事業）〔事業の必要性の検討〕（意見） 県内女性農業者等のファンの数が増加した結果、こういった効果を生むのかが不明であり、3,676千円の価値があるのか判断できない。事業実施効果を見いだせない場合は事業の廃止を検討されたい。	令和3～5年度の3年間で、延べ20名の県内女性農業者等のセミナー・現地ツアーに京阪神・首都圏等の消費者約400名が参加された。 参加者と県内女性農業者の双方から好評の声を得ており、SNS等の情報拡散による更なるファンの増加、県産農産物の購入促進や来県者の増加、県内女性農業者の新たな顧客獲得による経営発展などの効果があったと考えている。 本事業は以上の事業実施効果を得て、予定の事業終期である令和5年度をもって事業を終了した。今後は、本事業で得たノウハウの県産農産物販売促進等の施策への活用を図っていきたい。
	(23) つなげる！応援店「滋賀の食材」県外プロモーション事業（首都圏販路開拓活動支援事業補助金）〔サンプル品の取扱い〕（意見） 事業実施主体が対象経費としているサンプル品について、交付要綱に定める広告宣伝経費として、小売希望価格を補助対象経費として認めていたが、サンプル品はあくまでも広告宣伝用として使用することから、対象となる経費は小売希望価格ではなく原価等とすべきである。 サンプル品を対象経費として扱う場合の価格基準の設定について検討し、交付要綱等に明記することが望まれる。原価等の把握が難しい場合は一律に小売希望価格の50%とすることや業界平均の売上価格を調査するなどの工夫も必要である。	本補助金は令和4年度をもって終了したが、今後同様の補助金事業を実施する場合は、サンプル品の価格基準について明確に示すよう改善を行う。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 みらいの農業振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (みらいの農業振興課)	(24) つなげる！応援店「滋賀の食材」県外プロモーション事業（首都圏販路開拓活動支援事業補助金）〔オンラインのシステムのための費用〕（意見） オンライン商談のためのシステム導入費用が補助対象経費に含まれていたが、交付要綱に明記されていなかった。補助対象として申請できる経費を実施主体が容易に把握できるとともに、公平性をより確実なものにするためにも、交付要綱を改める等の対応が望まれる。	本補助金は令和4年度をもって終了した。令和5年度に実施した同様の補助金事業である「滋賀の幸」ブラッシュアップ応援事業補助金においては、補助対象経費については、実施主体が把握しやすいよう公募要項で明示し、改善を行った。
	(25) つなげる！応援店「滋賀の食材」県外プロモーション事業（首都圏販路開拓活動支援事業補助金）〔補助対象経費の網羅的な記載〕（意見） 当該補助金は、上限額が150千円、補助率2分の1となっていることから、補助対象経費は300千円を超えても補助金額は変わらないため、300千円を超える経費について実績報告に記載することは非効率な作業である。しかし、今後の補助金額の水準を決めていくうえで、事業実施主体の必要経費額を把握することは重要である。 補助対象経費の総額を記載させるように指導することにより、補助事業の経費の全額を把握し、今後の交付すべき補助金の金額水準を判断することが望まれる。	本補助金は令和4年度をもって終了した。令和5年度に実施した同様の補助金事業である「滋賀の幸」ブラッシュアップ応援事業補助金においては、事業実施主体に対し、補助対象経費の総額を実績報告書に記載するよう指導し、改善を行った。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 みらいの農業振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (みらいの農業振興課)	(26) つなげる！応援店「滋賀の食材」県外プロモーション事業（首都圏販路開拓活動支援事業補助金）〔割高な交通費〕（意見） 補助対象経費に金沢から東京の交通費が含まれていたが、金沢から東京の交通費は、米原から東京の交通費と比較して高いものであり、補助対象経費として認める合理的な理由を見出すことはできない。合理的な基準を設ける必要があり、割高となった分の補助対象経費は計上させないように指導することが望まれる。	本補助金は令和4年度をもって終了した。令和5年度に実施した同様の補助金事業である「滋賀の幸」ブラッシュアップ応援事業補助金においては、旅費について事業者の所在地から目的地までの金額が上限となるよう公募要領において明記し改善を行った。
	(27) 経営所得安定対策等推進事業（滋賀県経営所得安定対策等推進事業費補助金）〔補助金の効率化〕（意見） 県農業再生協議会の事務局を、県庁や関係団体に設置し、嘱託職員（会計年度任用職員）を採用することによって、補助対象経費である人件費の抑制につながることも考えられる。また、多額の現預金の適正管理の観点からも、事務局を関係部署内に設置することも考えられる。 今後、他の都道府県の農業再生協議会の事務局設置の状況などを調査したうえで、県庁や関係団体に事務局を設置することによる人件費の削減などの検討が望まれる。	令和4年度および5年度に、富山県、三重県、兵庫県の農業再生協議会に対し、事務局の運営や経営所得安定対策等関連事業事務の体制等について、聞き取り調査を実施した。 引き続き本県の農業構造に近い他県の農業再生協議会に対し、運営体制や業務分担等の詳細な聞き取りを行うとともに、関係団体の意見も踏まえたうえで、本県の実態に即した事務局体制を検討していきたい。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 みらいの農業振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (みらいの農業振興課)	(28) 環境こだわり農業支援事業（こだわり滋賀ネットワーク負担金）〔繰越金の取扱い〕 (意見) 新型コロナウイルス感染症の影響で一部事業が中止となった影響により、支出額が想定していた金額と比較して少なく、こだわり滋賀ネットワークにおいて繰越金が発生していた。しかし、県とこだわり滋賀ネットワークとの間で、事業の中止や代替事業を実施した場合の負担金の取扱いについて協議がされていなかった。 今後、繰越金から優先して使用し、その間は県から支払う負担金を軽減するなどを当該ネットワークと協議して決めることが望まれる。	過去に、繰越金の増加が続いた際には負担金を減額したこともあるが、今回はコロナ禍の影響等による一時的なものである。 令和5年度については、繰越金の推移を注視することとし、従来からの運用を継続しているところ。 なお、指摘のあった令和4年度の繰越金が669千円であったことに對し、令和5年度の繰越金は415千円となる見込み。
	(29) 新規就農者確保事業費〔農地の確保〕 (意見) 県は「新たに農業を開始しようとする就農希望者によって、農地の確保が大きな課題となっている」と認識しているが、具体的な取組が見いだせていない。 これからの県農業を考えた場合、新規就農者を増やす施策は重要であることから、要因分析をしたうえで、新規就農者が農地を確保しやすい施策を県と市町・農業委員会が一体となって検討することが必要である。	農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、各市町に対して地域計画の策定を推進している中で、新規就農者に対する研修から農地の確保まで体系的にサポートする体制を構築する等、先進的な取組を行う市町を参考にしながら、市町、農業委員会と連携し、農地確保を含めた新規就農者の新規参入にかかる課題の解決に向けた検討を進めているところ。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 みらいの農業振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (みらいの農業振興課)	(30) 普及指導に係る事業〔普及指導係の指導内容〕 (指摘事項) 普及指導係の「農業所得の増大」に寄与する技術的指導と「農業所得の増大」との結びつきが不明確であった。 対象農家の所得状況を把握または推定し、経営状況に応じた導入技術の経営評価を行い、「農業所得の増大」との結び付きを明確にして技術的指導をされたい。	普及活動計画の作成方法等を規定する「普及計画の樹立並びに普及活動の実施及び評価要領」を令和5年11月20日付けで改正し、普及活動のうち「農業所得の増大」に寄与する技術的指導については、計画様式の中に「導入技術の経営評価」を必ず記載することとした。 この経営評価にあたっては、「経営ハンドブック」等にある経営指標を基に対象農家の経営状況を推定し、評価を行うこととしている。 併せて、「普及活動計画作成に係る留意点のチェックリスト」を新たに作成し、その中に「導入技術の経営評価を行っているか（行ったか）」という項目を加え、農業農村振興事務所内で計画作成等の段階でチェックすることにより、導入技術と「農業所得の増大」との結び付きを明確にして指導していくこととした。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 畜産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (畜産課)	(31) 食肉流通機構整備推進事業（滋賀食肉センターの進捗状況）〔今後の検証手続に向けた資料等の保存〕（意見） 今後、滋賀食肉センターのあり方検討を進めるうえでは、事後の検証が容易になるよう議論の過程を詳細に残していくことが必要である。	滋賀食肉センター関係者を構成員とする滋賀食肉センターあり方検討協議会の開催結果概要を作成し、センターのあり方見直しに向けた関係者の意見等の記録を残している。
	(32) 食肉流通機構整備推進事業（滋賀食肉センターの進捗状況）〔滋賀食肉センター施設の中長期的な検討〕（意見） 県が今後も主導的立場で滋賀食肉センターの運営を図る場合は、令和3年度の長期保全計画をベースに追加的検討課題も含めた最適な投資計画となるよう留意し、中長期的に最適な施設とそのための投資額を具体的に見据え、検討を進めていく必要がある。	滋賀食肉センターのあり方見直しにあたっては、運営スキームの見直しの方向性として「リニューアルした滋賀食肉市場による、センターの一貫経営」について検討を進めており、県の人的・財政的関与に過度に依存することのない運営が確保されたセンターとしていくことを目指している。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 畜産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (畜産課)	(33) 食肉流通機構整備推進事業（滋賀食肉センターの進捗状況）〔滋賀食肉センターにおける利害関係者との関係性〕（意見） 公益財団法人滋賀食肉公社は、滋賀県副生物協同組合と訴訟中であり、当該組合の副理事長職にある者が公社の理事として就任していることが、適正な意思決定の阻害要因とならないか疑問が残る。 県は、公社におけるガバナンス上の問題について、公社に対応を求めていることが望まれる。	公益財団法人滋賀食肉公社の理事会等における活発な議論や適正な意思決定の確保に向けた対応を公社に求めている。
	(34) 食肉流通機構整備推進事業（滋賀食肉センターの進捗状況）〔収入増加（と畜頭数増加）施策の実施〕（意見） 県、公益財団法人滋賀食肉公社、株式会社滋賀食肉市場はと畜頭数増加対策の役割を明確化し、緊密な連携のもと、と畜数量の増加を図られたい。	県においては、キャトル・ステーションを活用した和牛子牛の生産頭数拡大、地域内一貫生産を推進するとともに、畜産クラスター事業等の活用による生産基盤の強化に取り組んでいる。 公益財団法人滋賀食肉公社においては、センターの冷蔵保管施設の増設、機能維持・向上に向けた取組を進めており、また、株式会社滋賀食肉市場においては、センター関係者や出荷団体等に対して、集畜協力依頼、計画的な出荷や出荷調整依頼をして、センターにおけると畜頭数の確保に取り組んでいる。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 畜産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (畜産課)	(35) 食肉流通機構整備推進事業（滋賀食肉センターの進捗状況）〔副生物処理機能における収支の把握と方向性〕（意見） 副生物処理、販売業務に基づく収支を把握し、今後の取扱いにつき検討されたい。	滋賀県副生物協同組合の決算関係書類に基づき、副生物処理業務等の収支の把握をしていく。 滋賀食肉センターのあり方見直しにあたっては、運営スキームの見直しの方向性として「リニューアルした滋賀食肉市場による、センターの一貫経営」について検討を進めている。
	(36) 食肉流通機構整備推進事業（滋賀食肉センターの進捗状況）〔滋賀食肉センターの今後のあり方検討における県の財政負担の明確化について〕（意見） 滋賀食肉センターから得られる、県民の利益に対して、県の今後の財政負担が適切であるか、という点を定量的に示しつつ、検討を進めていく必要がある。また、迅速な経営判断を行える民営化等を検討されたい。	滋賀食肉センターのあり方見直しにあたっては、運営スキームの見直しの方向性として「リニューアルした滋賀食肉市場による、センターの一貫経営」について検討を進めており、県の人的・財政的関与に過度に依存することのない運営が確保されたセンターとしていくことを目指している。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 水産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (水産課)	(37) 水産基盤整備事業[総費用総便益費における適切な効果の設定] (指摘事項) B/C算定の際のBenefit部分の約8割以上は、漁業外産業への効果、自然環境保全・修復効果で占められており、漁獲可能資源への維持・培養効果だけで見れば、B/Cは1を大きく下回る。 全体として B/C が1を超えることで国の承認を得て事業を行っており、当事業全体として効果が見込めることは理解できるが、B/C 全体に占める「漁獲可能資源への維持・培養効果」の向上を目指した進行管理をするとともに、必要に応じて事業継続の可否を検討されたい。	これまでの造成により、シジミやホンモロコ等の水産資源が増加していることは確認できているものの、湖底環境の悪化や外来水生植物の侵入等により、十分に事業効果が発揮されていない面がある。 そのため、砂地の造成は一旦、中断することとし、湖底環境の悪化について、効果的な湖底耕耘による湖底環境維持のための耕耘の実施時期や頻度について検討している。 併せて、ヨシ帯の新規造成は行わない方針としており、外来水生植物の侵入について、駆除の実施や繁茂抑制技術などについて検討することにより、「漁獲可能資源への維持・培養効果」の向上を目指した進行管理を進めている。 これらの取組状況を踏まえて、必要に応じて事業継続の可否を判断していく。
	(38) 水産基盤整備事業[砂地造成工事の効果] (指摘事項) セタシジミ漁の再開を目的として平成19年度より累計して2,273,932千円の費用をかけて砂地造成工事を行っているが、シジミ漁は未だ再開できていない。 支出が本当に適切な内容であるか、目的を果たすことができる支出であるか再度計画を立てて検討し、もしその計画を達成できないのであれば、事業を中止してシジミ漁の再開が出来ない原因となっている水草を除去するなど、より効果が見込める別の施策に予算を配分し実行すべきである。	砂地造成区域におけるシジミの生息状況は、平成28年から令和元年には稚貝密度が周辺より5～10倍程度高く、一定の事業効果を認めている。 しかし、周辺水域で大量繁茂した水草が流入したことにより、湖底環境が悪化したことで、シジミの減少を招き、漁獲サイズのシジミが十分に増えていないことから、現状では造成区域の漁場利用の再開には至っていない。 そのため、水草の大量繁茂等による湖底環境の悪化に対応し、シジミ資源の維持・培養効果の更なる向上を目指す計画とするため、砂地の造成については一旦、中断し、改めて水草の繁茂状況や湖底環境の季節変化を調査するとともに、造成した湖底の環境をより良好に保つための耕耘の実施時期や頻度について再度、計画を検討している。 令和6年度においては、引き続き、新規造成を中断し、これまでの調査結果の分析を踏まえた維持管理を実施しており、予算配分の見直しを行っている。 令和7年度以降においても、取組状況を踏まえた事業内容と、予算配分について検討していく。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 水産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (水産課)	(39) 水産基盤整備事業（ヨシ帯造成工事）〔流通量拡大施策の検討〕（意見） 水産資源を回復させることによる最終目標は漁業者の水揚げ高（所得）の向上であり、ホンモロコの価格が値崩れを起こすことは、この目標に反するものである。 流通の改善を課題として湖魚を給食食材として提供するなどの流通施策に取り組んでいるところであるが、さらなる流通改善に関する取組が望まれる。	湖魚の流通改善を目的に、これまでも学校給食での湖魚利用や漁業組織が行う新たな販路開拓の取組に対して支援してきたところであるが、琵琶湖システムが世界農業遺産に認定されたことを契機に、そのストーリー性を活かして湖魚の魅力を戦略的にPRする取組を令和5年度から展開し流通改善に取り組んでいる。 今後もこれらの取組を総合的に展開することで、湖魚流通の一層の拡大を図っていきたい。
	(40) 水産基盤整備事業（ヨシ帯造成工事）〔工事の継続可否の判断〕（意見） ホンモロコの尾数が回復したことでヨシ帯造成工事に一定の効果はあったと考えられるが、ニゴロブナの尾数が回復していないことも事実。 今後の工事の継続可否については、工事と尾数の回復との関連を注意深く観察した上で工事の効果を測定し、総合的に判断を行うことが望まれる。	ヨシ帯はニゴロブナが生存するためには、必要不可欠なものであり、ヨシ帯の機能回復を図る本事業はニゴロブナの資源尾数回復の根幹をなすものと認識している。 そこで、令和5年度から3年計画で、3か所のヨシ帯に放流した稚魚の成長や生残を調査することで、ニゴロブナの増殖に必要なヨシ帯の環境条件を明らかにする取組を実施しており、今後この調査結果をもとに、より事業効果が発揮されるよう努めてまい

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 水産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (水産課)	(41) 水産基盤整備事業（ヨシ帯造成工事）〔効果測定の実施時期〕（指摘事項） 効果測定としてフナやモロコの産卵具合を定期的・計画的に調査されていない。 毎期の計画的なローテーションを組むなどして効果測定されたい。	ヨシ帯の効果調査は、コイ科魚類の産卵期である早春から初夏にかけて、週1回の頻度で産卵状況を調査するものである。 12地区の対象箇所について、これまで経年変化を把握するために毎年継続して調査してきた1箇所については、引き続き定点調査を行うこととし、その他の11箇所については、特定の地区に偏らないよう計画的に5年に1回のローテーションを組んで効果測定を行うこととした。
	(42) 水産基盤整備事業〔効果測定と事業継続の判断〕（意見） 「B/Cの算定結果と事業の主目的が整合していない」、「砂地造成事業の成果が15年以上出ていない」、「ヨシ帯造成における効果測定が計画的に行われていない」状況から、計画、実行、効果検証から計画の見直しに至るまで一貫したPDCAサイクルが回っていない。 現在行われている工事についても、計画どおりでなければならないものでなく、環境や目標の変化に合わせて柔軟に変更を行う姿勢で遂行すること、および今後行われる事業については柔軟に変化に対応できるよう設計し、事業を実施していくことが望まれる。	これまでより、課題に直面した場合には、その要因を究明した上で柔軟に事業を実施してきたところであるが、水産資源の維持・培養効果を向上させ、より事業の効果が発揮できるよう、特に「C」として実施する環境調査や効果調査などの調査を積極的に行っている。 引き続き、必要な対策・改善を行いながら、事業を柔軟に実施してまいりたい。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 水産課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (水産課)	(43) 重要魚苗放流事業費補助金[終期の設定の検討] (意見) 補助金の始期が約50年前であり、終期が特段定められていない。 補助金である以上、事業の自立ができているかにつき定期的に見直されたい。	本事業は、滋賀県漁業協同組合連合会が実施するウナギ・ビワマスの種苗放流にかかる経費を補助するものであるが、両種の種苗放流の必要性やその規模については、「滋賀県栽培漁業基本計画」に記載しており、県と水産関係団体が定期的に、その時点の資源水準や技術開発の状況、需要等をもとに検討・見直しを実施している。 当該計画の改定時を補助事業の定期的な検討・見直しのタイミングとし、自然的・社会的情勢や費用対効果の点から経費補助の必要性を検討するとともに、令和6年度の予算編成においても事業実績を踏まえて適切な経費補助となるよう事業規模を見直したところ。
	(44) 重要魚苗放流事業費補助金[結果報告の検証] (指摘事項) 実績報告の実績数値に関して、資料間の数字の整合性などは確認しているものの、根拠資料との突合を行っていなかった。最低限、金額の大きな実績に関しては根拠資料との突合による確認作業を行うことが必要。 併せて、事業計画と実績報告が乖離している理由についても、実績報告が提出された時点で分析することを検討されたい。	令和4年度の実績報告書について、ウナギ種苗費やビワマス卵費等の主要な経費を中心に領収書と根拠資料による突合を行った。 また、事業計画と実績報告の乖離については、これまでから適宜、必要性を確認しながら事業を実施しているが、令和4年度の実績報告書の提出時点においては、ビワマス種苗生産での餌料費や、ポンプ等電気代の増減等の乖離の発生した理由について分析し、妥当性を確認するとともに、令和5年度の事業計画策定に反映した。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 耕地課・農村振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (耕地課・農村振興課)	(45) 契約事務〔建設コンサルタント業務の入札結果〕（指摘事項） 落札率が95%を超える実質的な1者入札案件が30件あったが、手続上問題ないとして、特段の分析や調査が行われていなかった。1者応札となった要因の分析を行い、改善方策について検討し、実質的に競争性が確保できるよう努められたい。	参考見積依頼をして積算した建設コンサルタント業務のうち、1者入札となった案件については、参考見積を提出いただきながら応札されなかった業者に対して、応札されなかった理由の調査を令和5年度から開始した。 今後、調査結果も踏まえ、より競争性が確保できるよう検討していく。
	(46) 契約事務〔建設コンサルタント業務の入札における見積書の徴取〕（意見） 予定価格の算定等において参考徴取している見積書に関し、徴取する業者が固定化しており、またそれらの業者の落札が多く、落札率も高いことから、競争性が阻害されていないかについても注視し、見積書の徴取方法等についても見直しを行って適正な入札執行に努められたい。	建設コンサルタント業務を積算するために行う見積の徴取方法については、見積の相手方をローテーションする方法へと業者選定を見直した。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 耕地課・農村振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (耕地課・農村振興課)	(47) 県営かんがい排水事業草津用水2期地区〔総事業費の増加〕（意見） 国による計画承認時の事業費総額から事業進捗にともない事業費が増加しているが、事業費が増加することにより、計算方法によっては総費用総便益比が1を下回る結果となることから、事業費が増加しても総費用総便益比が1を超えるよう確認した上で実施されたい。	従来と同様、国が定めるルールに基づき、総事業費から物価上昇による自然増を控除した総費用総便益比が1を上回ることを確認しながら適切に事業を実施した。 また、引き続き、変更事業計画を策定する場合には、当初事業計画に対する変動を吟味するとともに、地域の実情を反映するべく、受益者のみならず市町や土地改良区等の関係者の御意見もいただきながら検討することとしている。さらに、事業実施に伴い確認した分析内容については、県内の同種事業に共有していく。
	(48) 県営かんがい排水事業草津用水2期地区〔総便益の見積方法〕（意見） 年総効果額の算定に使用する作付面積は、草津市より提出された40年後の受益面積予測に基づいて計算されている。この中で、農振白地の農地212.6haが40年後も耕作が継続する農地として計画に含まれているが、農振白地の転用は完全に規制することはできないと思われる。 草津市において農家戸数及び農地が減少してきていることは事実であり、当初予定と現状との差異、将来予測の変更については適宜分析を行い、分析結果を今後の同種事業の予測に活用されたい。	

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 耕地課・農村振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (耕地課・農村振興課)	(49) 県営かんがい排水事業草津用水2期地区〔事業実施手法の多面的検討〕（意見） 事業を実施するに際しては、国が定めるB/Cの基準は最低限のものと考え、より持続的で生産性の高い農業を行うにはどうすればいいかを多面的に検討し、最少の経費で最大の効果を上げる方法は何かを検討する必要がある。どのような経過を経て当該事業の実施方法が選定されたのかについては検討経緯の記録を残されたい。 一旦はじめた公共事業を中止するとなれば大きな損失が発生してしまう。農業土木工事は長期間にわたる工事が多いため、事業計画時点での判断が重要であり、事業ごとの計画と現状との差異分析を適宜行い、今後の同種事業を行う際には活かして頂きたい。	事業による効果が最大限発揮されるよう、事業申請者である市町や土地改良区等の御意見を踏まえつつ、各地域の実情に応じた効率的な整備の検討に取り組んだ。特に令和5年度からは事業計画の策定プロセスにおいて段階的な審査を開始した。また、各段階における検討内容をデータベース化することで、事業の検討に係る経緯の記録と活用に資することとした。

令和4年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 耕地課・農村振興課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
農政水産部 (耕地課・農村振興課)	(50) 総費用総便益比〔事業に対するPDCAサイクル〕（意見） 国の基準で定められたB/Cの算定結果から事業の実施可否が判断されているが、B/Cによる判断が県の目指す目的に寄与するものかどうか疑問の余地が残る。そのため計画時点で、県の目指す目的に寄与する事業かどうかについて県独自の基準を設け、農政水産部全体として検討を行うことが望まれる。 また、事後評価について、その基準にもとづいて綿密な振り返りを行い、その後の事業につなげる必要がある。現在は事業効果を取りまとめた資料等が十分でなく、PDCAのチェックが十分でない状態なので、事業効果の検証を確実にを行い、PDCAサイクルが有効に機能するよう努められたい。	事業申請者である市町や土地改良区等に対し、引き続き県の目指す方向を踏まえた指導助言に努めるとともに、より県の目指す目的に寄与できる事業となるよう、PDCAサイクルの「P」の段階で、一層、県独自の観点をもって段階的に計画審査を行うこととした。また、「C」として実施している事後評価の精度を高めるため、事業効果を取りまとめた資料をデータベース化して共有することに取り組んだ。